

景観チェックシート（常盤台一丁目・二丁目地区）

◎ 該当する□を、レ印又は■としてください。

行為の場所（住居表示）	板橋区 常盤台 丁目
地区の名称	☐ ときわ台駅前商業地 ☐ 駅前以外の商業地 ☐ 中層住宅地 ☐ 低層住宅地
NPO法人ときわ台しゃれ街協議会との事前協議状況	☐ 未開始 ☐ 協議開始済み

◎ 該当する□を、レ印又は■としてください。

◎ 近隣の景観要素は、当該敷地境界から100m以内を目安に確認してください。（※1はその範囲内）

○ A～D までの該当するチェックシートを作成してください。

行為の種類	計画物件の用途等	近隣の景観要素 (当該敷地境界から100m以内を目安にチェック) (※1はその範囲内)
□A 建築物・工作物	☐ 商業施設、事務所 ☐ 住宅等 () ☐ 工場・倉庫	☐ プロムナード (※1 沿道) ☐ 景観重要公共施設 (※1 30m以内) (プロムナード、クルドサック、ロードベイ)
□B 開発行為	☐ 擁壁	☐ 駅前ロータリー (※1 隣接する敷地) ☐ 商業地 (※1 商業地内)
□C 土地の造成	☐ 墓地 ☐ 資材置場 ☐ 駐車場	☐ 商店街 (※1 接する敷地) ☐ 住宅地
□D 物件の堆積	☐ 土石の堆積 ☐ 廃棄物の堆積 ☐ 再生資源の堆積 ☐ その他の堆積	☐ 公園・緑地 ☐ 歴史的な遺構 (建造物)・残すべき自然

当該地が該当する**常盤台一丁目・二丁目地区の景観形成の方針と景観形成の基本方針**（板橋区景観計画**第5章の常盤台一丁目・二丁目地区の景観形成の方針を全て転載**してください。）
（近隣の景観要素より、板橋区景観計画**第3章の該当する景観形成の基本方針**を転載してください。）

景観計画を踏まえた設計のコンセプト

板橋区景観計画（第5章）の常盤台一丁目・二丁目地区の景観形成の方針⇒ **前ページに転載してください。****■ ときわ台の歴史・文化的資源を生かした趣のある景観の形成**

- ・ 駅前ロータリーのヒマラヤ杉とケヤキの保全を図り、まちのシンボルとして生かした景観の形成を図る。
- ・ 駅前ロータリー、公園、ブロムナード（環状道路）、クルドサック（袋小路）、ロードベイ（道路沿い空き緑地）、フットパス・サービス道路（歩行者系通路）などを生かした景観の形成を図る。
- ・ 自然石を使用した石垣などの歴史的な遺構の保全・活用を図る。

■ 公共空間と調和した品位と落ち着きのあるたたずまいや、ゆとりやうるおいのある街並み景観の形成

- ・ 曲線の道や緩やかな坂道などの変化のある街路構成に連動した街並み景観の形成を図る。
- ・ 公共空間と周辺の建築物の連続性、地区特性を踏まえた壁面の後退、建築物の高さや色彩の調和等に配慮した街並み景観の形成を図る。
- ・ 住宅地の落ち着きや駅前の楽しさなどの多様な表情のあるおしゃれな街並み景観の形成を図る。

■ 四季の彩りが豊かで連続性のある緑の景観ネットワークの形成

- ・ 街路樹、公園の緑などの基盤となる緑の整備を図る。
- ・ 季節感のある樹木、常緑の庭木や生垣等、住民の努力によって敷地内の緑の保全と創出を図り、接道部の量感と連続性のある緑の景観づくりを進める。特に、敷地の接道長さ（間口）が短くなる場合には、緑の配置に工夫する。

■ 区民・事業者・区の連携による一時的な行為や維持管理にも配慮した美しい心の景観の形成

- ・ 自転車の駐輪、広告物の掲出等の生活に伴う行為等に配慮するとともに、吸殻やゴミのない景観の維持活動を進める。
- ・ 公共の緑の管理・保全等、住民参加による公共空間の景観づくりを進める。
- ・ 工事用仮設物、仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう設置位置、形態・意匠、色彩等に配慮する。

板橋区景観計画（第3章）の景観形成の基本方針 ⇒ 該当部分を前ページに転載してください。**商店街1 にぎわいのある商店街づくりに向けた景観の形成**

- ・ 商店街沿いの建築物の建築・改修などの際には、商店街の街並み景観やにぎわいが連続するように、1階部分のデザインや利用・活用に配慮します。
- ・ 看板など屋外広告物の設置の際には、商店街の街並み景観と調和するように、場所やデザインに配慮します。
- ・ 安心・安全で快適な歩行者空間を確保しつつ、にぎわいのある景観を形成します。
- ・ 商店街が地域コミュニティの核となるよう、景観形成に活用します。

商店街2 地域性を生かした個性豊かな商店街の景観の形成

- ・ 商店街固有の歴史や文化を生かし、住む人々に永く愛され、大切にされる商店街を形成します。
- ・ 商店街独自の発想や活動を生かし、訪れる人々が個性を感じて、楽しめる商店街を形成します。

商店街3（駅前） 街の顔にふさわしい駅前の景観の形成

- ・ 多くの人々が集い交流する拠点として地域の個性を印象づける、駅前や駅舎の景観を形成します。
- ・ 歩行者や周辺の居住環境に配慮し、良好な夜間景観を形成します。

住宅地1（戸建て住宅街） 良好な戸建て住宅地の景観の形成

- ・ 個々の建築物が周囲の街並みと調和するように、配置や色彩、意匠、形態などに配慮します。
- ・ 敷地内の道路に面する部分を緑化し、うるおいのある街並み景観を形成します。

住宅地2（集合住宅街） 周囲と調和した集合住宅の景観の形成

- ・ 新たな開発や建築物の建築・改修などを行う際には、周囲からの景観を損なわないように、配置や高さ、色彩、意匠、形態などに配慮します。
- ・ 敷地内の道路に面する部分をはじめとした集合住宅地内の緑化により、大規模な建築物による景観阻害や圧迫感などの軽減に配慮します。

公園・緑地 まとまった緑の景観の保全・活用

- ・ 公園周辺の建築物は、公園内外からの眺望が保全されるように、配置や色彩、意匠、形態などに配慮します。

工場 地域と共存した工場のある景観の形成

- ・ 工場、屋外広告物、ランドマークとなる工作物などのデザインや色彩などは、周辺地域の景観に配慮します。
- ・ 敷地内の道路に面する部分をはじめとした工場敷地内の緑化を推進します。
- ・ 工場に対する区民の理解を促進し、景観資源としての意識を醸成します。

A 建築物・工作物（常盤台一丁目・二丁目地区）

(1/7)

項目	配慮項目（景観形成基準）	チェック欄
配置	○オープンスペースの確保 道路・公園・駅前ロータリーなどの公共空間に隣接する建築物は、公共空間側にオープンスペースを設けるなど、公共空間と一体となった街並み景観の形成を意識した配置とする。	☐ はい ☐ いいえ
	○緑の連続性への配慮 敷地周辺の緑の連続性が保全されるよう、建築物の配置や緑の配置に配慮する。	☐ はい ☐ いいえ
	○プロムナード沿道の場合（街路樹等の保全） プロムナード沿道の建築物は、自動車の出入り等により街路樹や道路中央の植込みを切断することのないよう、植栽の保全に配慮した配置に努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○景観重要公共施設周辺の場合（景観重要公共施設からの眺めへの配慮） 景観重要公共施設に位置づけられているクルドサック、プロムナード、ロードベイ周辺では、これら公共施設からの眺めに配慮して、建築物の配置を工夫する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○住宅地（敷地境界から 100m 内）の場合（壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔） 住宅地では、壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みやゆとりのある街並み景観の形成に配慮した配置とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○商業地・商店街の場合、又は計画物件の用途が商業施設（事務所含む）の場合（オープンハース・駐輪場の確保など） 商業地、商店街又は商業施設では、街並みの連続性に配慮しつつ、ベンチなどのアメニティ施設や人が滞留できる機能を備えたオープンスペースを設けるなど、建築物の 1 階部分にはぎわいとうるおいのある街並みの演出とともに、敷地内に駐輪場を設けるなど、快適な歩行者空間を確保できる建築物の配置に努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○計画物件の用途が工場・倉庫の場合（圧迫感の軽減） 工場や倉庫の接道部は、道路境界線から壁面をできる限り後退させ、通りへの圧迫感を軽減するように努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○敷地内に、歴史的な建造物や残すべき自然がある場合（保全と見え方の配慮） 敷地内や周辺に歴史的な遺構や残すべき自然などがある場合は、これを生かした建築物の配置とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	（配置の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
（配置の配慮できない理由）	※（協議事項）	

注 ※欄は、記入しないこと。

(2/7)

項目	配慮項目（景観形成基準）	チェック欄
高さ・規模	○周辺建築物との高さ・規模の調和 道路、公園などの公共空間からの見え方に配慮し、周辺の建築物の高さ・規模との調和を図る。特に、ときわ台駅や道路向かい側、あるいは後背の住宅地から調和のとれた眺望が保全されるよう、周辺の建築物の高さ・規模との調和を図る。	☐ はい ☐ いいえ
	○住宅地（敷地境界から100m内）の場合（圧迫感の軽減） 低層住宅地では、周辺の街並みとの調和に配慮するとともに、圧迫感の軽減に努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	中層住宅地では、低層住宅地との調和に配慮するとともに、圧迫感の軽減に努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○ときわ台駅前商業地の場合（上層部のセットバック等圧迫感の軽減） ときわ台駅前商業地では、駅から住宅地に連なる一体の街並みの連続感を大切に、周辺との調和に配慮するとともに、上層部のセットバックを図るなど、低層住宅地や中層住宅地への圧迫感の軽減に努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○駅前以外の商業地の場合（街並みの連続性・圧迫感の軽減） 駅前以外の商業地では、街並みの連続性に配慮するとともに、圧迫感の軽減に努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	（高さ・規模の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
	（高さ・規模の配慮できない理由）	※（協議事項）

注 ※欄は、記入しないこと。

(3/7)

項目	配慮項目（景観形成基準）	チェック欄
形態・意匠	○周辺建築物等との調和 形態・意匠は、建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物等との調和を図る。	☐ はい ☐ いいえ
	○長大な壁面を避ける等、街並みへの圧迫感の軽減 大きな壁面となる場合には、窓の設置、凹凸や庇等による陰影を設ける等、長大で平滑な壁面を避け、単調で退屈な景観にならないよう配慮する。	☐ はい ☐ いいえ
	○住宅地（敷地境界から100m内）、又は計画物件の用途が住宅の場合（外壁素材の工夫（反射素材の回避、自然素材の使用）） 住宅地の建築物及び住宅の外壁には、反射光の生じる素材をできる限り使用することを避けるとともに、歩行者の目線に近い低層部の外壁仕上げには、石や木等の素材感のある材料を用いるよう努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○商業地・商店街の場合（街並み・店舗の連続性） 商業地又は商店街では、街並みの連続性、店舗としての連続性に配慮する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○景観重要公共施設周辺の場合（景観重要公共施設からの眺めへの配慮） 景観重要公共施設に位置づけられているクルドサック、プロムナード、ロードベイ周辺では、これら公共施設からの眺めに配慮した形態・意匠、色彩とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○低層住宅地の場合（勾配屋根） 低層住宅地では、屋根は可能な限り勾配屋根とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○公園・緑地と隣接する場合（緑との調和） 公園・緑地に隣接する建築物は、これら周辺の緑との調和に配慮した形態・意匠、色彩とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○商業地・商店街の場合、又は計画物件の用途が商業施設（事務所含む）の場合（広い開口部やショーウィンドウの設置） 商業地又は商店街では、街並みやにぎわいが連続するよう配慮するとともに、店舗・事務所にあっては広い開口部やショーウィンドウを設置するなど、常盤台にふさわしい魅力のある表情づくりに配慮した形態・意匠を工夫する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○歴史的な遺構や残すべき自然がある場合 周辺に、歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、これらの地域資源と調和した形態・意匠、色彩とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
（形態・意匠の具体的な配慮事項）		※（協議事項）
（形態・意匠の配慮できない理由）		※（協議事項）

注 ※欄は、記入しないこと。

(4/7)

項目	配慮項目（景観形成基準）	チェック欄
色彩	○樹木と調和し、やさしく落ち着いた色のある色彩 豊かで文化的な景観の形成を図るため、色彩は、樹木の緑と調和する色彩で、かつ視覚にやさしく落ち着いた色のある色彩とする。	□はい □いいえ
	○色彩の、周辺景観への調和 色彩は、下表の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。	□はい □いいえ

○外壁色の記入

基本色の色彩基準に適合しない場合、強調色に記入する。

《ときわ台駅前商業地及び駅前以外の商業地の色彩基準》（マンセル値を記入してください）

外壁基本色				強調色 ^{※1} (外壁各面(見付)の1/5以下とする)			
色相	明度	彩度	板橋区の定める 基本色のうち 使用色を記入 (例：5YR6/2)	色相	明度	彩度	板橋区の定める 強調色のうち 使用色を記入 (例：2.5YR3/1)
0.0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下		0.0R～10.0R	6 未満	4 以下	
	6 以上 8.5 未満	3 以下			6 以上	3 以下	
	8.5 以上 9 以下	1.5 以下					
0.0YR～5.0YR	4 以上 8.5 未満	4 以下		0.0YR～5.0YR	8.5 未満	4 以下	
	8.5 以上 9 以下	1.5 以下			8.5 以上	3 以下	
5.0YR～10YR 0.0Y～5.0Y	4 以上 8.5 未満	6 以下		5.0YR～10YR 0.0Y～5.0Y	8.5 未満	6 以下	
	8.5 以上 9 以下	1.5 以下			8.5 以上	3 以下	
5.0Y～10Y 0.0GY～10GY 0.0G～5.0G	4 以上 7 未満	1 以下		5.0Y～10Y 0.0GY～10GY 0.0G～5.0G	—	1 以下	
その他	4 以上 6 未満	1 以下		その他	—	1 以下	

(日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)

《中層住宅地及び低層住宅地の色彩基準》（マンセル値を記入してください）

外壁基本色				強調色 ^{※1} (外壁各面(見付)の1/5以下とする)			
色相	明度	彩度	板橋区の定める 基本色のうち 使用色を記入 (例：5YR6/2)	色相	明度	彩度	板橋区の定める 強調色のうち 使用色を記入 (例：2.5YR3/1)
0.0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下		0.0R～10.0R	6 未満	4 以下	
	6 以上 8.5 未満	3 以下			6 以上	3 以下	
	8.5 以上 9 以下	1.5 以下					
0.0YR～5.0YR	4 以上 7 未満	4 以下		0.0YR～5.0YR	7 未満	4 以下	
	7 以上 8.5 未満	3 以下			7 以上	3 以下	
	8.5 以上 9 以下	1.5 以下					
5.0YR～10YR 0.0Y～5.0Y	4 以上 7 未満	6 以下		5.0YR～10YR 0.0Y～5.0Y	7 未満	6 以下	
	7 以上 8.5 未満	3 以下			7 以上	3 以下	
	8.5 以上 9 以下	1.5 以下					
5.0Y～10Y 0.0GY～10GY 0.0G～5.0G	4 以上 7 未満	1 以下		5.0Y～10Y 0.0GY～10GY 0.0G～5.0G	—	1 以下	

(日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)

※1 強調色：外壁各面の1/5以下で使用可能とする

※2 自然素材（木材や石材、土など）については、別途協議を行うものとする

(5/7)

	○屋根を設ける場合（明度や彩度を抑えた色彩） 屋根は周辺の景観から突出しないように明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	
色彩	屋根の色彩	色彩		
	上裏の色彩（マンセル表記）	色彩		
	ピロティ内壁の色彩（マンセル表記）	色彩		
	(外壁・屋根の色彩の具体的な配慮事項)	※（協議事項）		
	(外壁・屋根の色彩の配慮できない理由)	※（協議事項）		

注 ※欄は、記入しないこと。

(6/7)

項目	配慮項目（景観形成基準）	チェック欄
公開 空地 (オープンスペース) ・ 外構 ・ 緑化	○外構（門、フェンス、外構床仕上等）の色調、素材 外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。	☐ はい ☐ いいえ 塀色彩： ゲート色彩： フェンス色彩： ブロック色彩： 防護柵色彩： インターロッキング 色彩： カラーアスファルト色彩： タイル色彩：
	○緑化（敷地内の緑化） 敷地内にある既存の樹木の保全に努めるとともに、道路に面する部分や角地、玄関周りの緑化を図り、沿道にうろおいのある街並み景観の形成に努める。	☐ はい ☐ いいえ
	（樹種の選定等） 緑化に当たっては、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。	☐ はい ☐ いいえ
	（住宅地（敷地境界から100m内）の場合） 住宅地では、樹種の選定にあたっては、一年を通して四季の変化を感じられる緑、生き物との共存等を総合的に考慮することとする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	（プロムナード沿道の場合） プロムナード沿道では、街路樹や道路中央の植込みとの調和を図るとともに、曲がり道の景観を生かし、緑の連続性の確保に努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○接道部に塀・垣・柵等がある場合（圧迫感の軽減） 敷地沿道部分に塀や垣・柵、また駐車場などにシャッターを設ける場合は、視線の透過可能な構造や形状、または生垣とするなどの工夫をする。やむを得ない場合には、道路境界線からこれらを後退させたり、形態を分節・分割したり、緑と組み合わせたりするなど、通りへの圧迫感を軽減し、うろおいを与えるよう努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○擁壁を設置する場合（圧迫感の軽減） 擁壁を設置する場合は、できる限り低く抑え、自然石等を使用するよう努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○商業地・商店街の場合、又は計画物件の用途が商業施設（事務所含む）の場合（賑わいの工夫） 商業地、商店街又は商業施設において、公開空地等のオープンスペースを設ける場合には、にぎわいある街並みの演出に配慮し、ベンチ等のアメニティ施設を設置するなど、空地の活用方法を工夫する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○計画物件の用途が工場・倉庫の場合（圧迫感の軽減） 工場や倉庫の接道部は、開放的な柵などを利用した緑化や歩行者のためのオープンスペースを設けるなど、沿道に圧迫感を与えないよう、街並みの形成に配慮する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	（公開空地・外構・緑化の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
（公開空地・外構・緑化の配慮できない理由）	※（協議事項）	

注 ※欄は、記入しないこと。

(7/7)

項目	配慮項目（景観形成基準）	チェック欄
駐車場 駐輪場 ゴミ置場 自動販売機 建築設備 屋外広告物 などの 付属物	○駐車場、駐輪場、自動販売機、ごみ置場など（公共空間からの見えにくい配置） 駐車場や駐輪場などの建築物に付属する施設や設置物等については、公共空間からの見え方に配慮した配置とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 設置なし
	（公共空間から見える場合の周辺への配慮） 建築物に付属する駐車場（立体駐車場を含む）や自動販売機、空調室外機、ごみ置き場などの設置物が、通りから直接見えにくい構造とする。やむを得ない場合には、植樹・植栽の実施、ルーバー・柵等の設置、色彩による修景に努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 駐車場 ☐ 立体駐車場 ☐ 駐輪場(バ 竹含) ☐ 自動販売機 ☐ ごみ置場 ☐ その他
	○建築設備がある場合（屋上に建築設備がある場合、目隠しルーバー等） 屋根・屋上に設備等がある場合は、建築物と一体的に計画するほか、植栽や自然素材、ルーバー・柵を用いた囲いにより修景を図るなど、周囲からの見え方に配慮する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし ☐ 給水槽 ☐ 室外機 ☐ キュービクル ☐ 太陽光パネル ☐ その他
	（屋上以外に建築設備がある場合の配慮） 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし ☐ パットカウト・キュービクル・発電機 ☐ 室外機 ☐ 給湯器 ☐ ダクト ☐ その他
	○住宅地（敷地境界から100m内）の場合（周辺の土地利用に配慮した照明） 住宅地及びその周辺では、夜間に暗くならないよう、夜間景観に配慮するとともに、点滅する光源や色の変化など、過度な照明は避けるように努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○計画物件の1階が店舗・事務所の場合（夜間照明） 商業地又は商店街では、1階部分を事務所・店舗等とする場合は、夜間に暗くならないようライトアップするなど、夜間景観にも配慮した形態・意匠とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○屋外広告物の配慮 看板などの屋外広告物は、デザインの統一や共架・統合を図るなど、まとまりのある街並みの形成に努めるほか、周辺看板の高さ、位置にも配慮したものとする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	（付属物の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
（付属物の配慮できない理由）	※（協議事項）	

注 ※欄は、記入しないこと。

B 開発行為（常盤台一丁目・二丁目地区）

項目	配慮項目（景観形成基準）	チェック欄
土地利用	○周辺土地利用との調和 周辺地域の土地利用に配慮した計画とする。	☐ はい ☐ いいえ
	○敷地内空地の、周辺との連続性 事業地内の空地と建築物の配置について、周辺地域との連続性に配慮する。	☐ はい ☐ いいえ
	○敷地内の歴史資源・既存樹木の保全／緑地やオープンスペースの確保 事業地内に歴史的な遺構や残すべき自然がある場合や、区画割りにより不整形な土地が生じる場合には、それらの場所を緑地やオープンスペースとして活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○電線類の目立たない場所への設置 電線類については、目立たない場所に設置するなどの工夫をする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	（土地利用の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
	（土地利用の配慮できない理由）	※（協議事項）
造成等	○擁壁や法面を設置する場合 大幅な地形の改変を避け、擁壁や法面などは最小限にする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○擁壁や法面の圧迫感の軽減 擁壁や法面は、自然素材を用いたり、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感を軽減する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	（造成の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
	（造成の配慮できない理由）	※（協議事項）
緑化	○既存樹木の保全と見え方 既存の樹木等はできる限り保存し、周囲の公園、道路などの公共空間から見えるような配置とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○敷地内の緑化 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺との調和を図ることで、うるおいのある空間を創出する。	☐ はい ☐ いいえ
	（緑化の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
	（緑化の配慮できない理由）	※（協議事項）

注 ※欄は、記入しないこと。

C 土地の造成（墓地や資材置き場、駐車場の造成）

項目	配慮項目（景観形成基準）		チェック欄
色彩	○塀、柵、フェンスなどを設ける場合（明度・彩度を抑えた色彩） 塀や柵などの工作物を設ける場合には、周辺の景観から突出しないように明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	（色彩の具体的な配慮事項）	※（協議事項）	
	（色彩の配慮できない理由）	※（協議事項）	
緑化	○緑化（外縁部の緑化） 敷地外縁部には、緑化を図るなどにより、直接外部から見通せないよう努める。		☐ はい ☐ いいえ
	（既存樹木の保全と見え方） 既存の樹木等はできる限り保全し、周囲の公園、道路などの公共空間から見えるような配置とする。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	（敷地内の積極的な緑化） 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺との調和を図ることで、うるおいのある空間を創出する。		☐ はい ☐ いいえ
	（緑化の具体的な配慮事項）	※（協議事項）	
	（緑化の配慮できない理由）	※（協議事項）	

注 ※欄は、記入しないこと。

D 堆積（屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積）

配慮項目（景観形成基準）		チェック欄
○圧迫感のない積上げ方 屋外における物件の集積又は貯蔵は、公共施設に配慮して配置し、高さを抑えた、整然とした積み上げ方とし、周辺に圧迫感を与えないようにする。		☐ はい ☐ いいえ
○外縁部の緑化等 堆積物が、周辺の道路、公園などの公共空間から見えないよう、生垣等により、直接外部から見通せないよう努め、周辺の景観と調和するよう配慮する。		☐ はい ☐ いいえ
（積上げ方と外縁部の具体的な配慮事項）	※（協議事項）	
（積上げ方と外縁部の配慮できない理由）	※（協議事項）	

注 ※欄は、記入しないこと。